

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者更生相談所における現状調査：ヒアリング調査

研究分担者 高岡徹

横浜市総合リハビリテーションセンター センター長

研究協力者 渡邊慎一

横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長

研究要旨

「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律」（以下、総合支援法）での補装具費の支給後のフォローアップの現状について、身体障害者更生相談所に対してヒアリング調査を行った。対象は、熊本県、福岡県、滋賀県、熊本市、北九州市の身体障害者更生相談所の職員である。

その結果、県域をカバーする身体障害者更生相談所では、補装具のフォローアップの必要性を感じつつも、フォローアップは実施されておらず、指定都市である熊本市、北九州市では、重度障害者用意思伝達装置、書類・来所判定では判断が迷う場合などに訪問等による判定が実施されていた。フォローアップができない理由としては、マンパワー不足、利用者の管理システムがないこと等があげられた。

利用者の補装具の状態・修理に関する意識は、義足、義手、車椅子、座位保持装置は高く、本人や介護者が不具合について気が付きやすい特徴があった。これに比べて成人の短下肢装具等の利用者は、日常生活での必要性の理解の程度の違いにより意識が異なり、装具の適合の状態や軽微な故障について気付かずに次第に不便になることが指摘された。

補装具のフォローアップ体制を整備するための課題は以下のとおりである。

- ア. 補装具完成時に取り扱いの説明、修理の案内、補装具の状態のチェック方法を利用者
に知らせる。
- イ. 更生相談所及び市（区）町村がフォローアップ対象者をリストアップする。
- ウ. 補装具製作者のフォローアップにおける役割の明確化と行政機関との連携（補装具
手帳等の活用）を行う。
- エ. 回復期リハビリテーション後に補装具の相談が出来る医療機関を増やす。
- オ. 介護保険制度の介護支援専門員、通所・訪問リハスタッフに対するフォローアップへ
の参画を推進する。

A. 研究目的

「障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律」（以下、総合支援法）での補装具費の給付は身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関等の医師による意見書に基づき市（区）町村により支給決定がなされる。補装具は支給後も使用状況の適切なフォローアップが望まれるがその現状や課題は明らかになっていない。市町村からの依頼に応じて専門的な判定を行う中枢機関として専門

的・技術的な支援を行う役割を担う障害者更生相談所のフォローアップの現状を把握する。

B. 研究方法

補装具判定に係る障害者更生相談所員に対して、補装具のフォローアップの実施等に関して、①フォローアップの実施状況、②利用者の補装具の状態・修理に対する意識、③フォローアップ体制の在り方、について体面によるインタビューを実施した。なお、熊本県、熊本市においては同時に調査を実施した。対象の身体障害者更生相談所の選定については、日

程上の都合から全国身体障害者更生相談所所長会補装具判定専門委員会のメンバーを中心に、ヒアリング調査に協力的な場所を選定した。

	対 象		日時・場所
1	熊本県福祉総合相談所障がい相談課	主任技師 山口公深氏 (義肢装具士)	2020年7月30日 (14時～17時)
2	熊本市障がい者福祉相談所	技術参事 有馬正英 (理学療法士)	熊本県福祉総合相談所
3	福岡県障がい者更生相談所	身体障がい者支援課係長 江崎雅則 (理学療法士)、村上歩 (作業療法士)	2020年7月31日 (10時～12時) 福岡県障がい者更生相談所
4	北九州市保健福祉局総務部地域リハビリテーション推進課 (北九州市身体・知的障害者更生相談所)	課長宮永敬市 (作業療法士) 技術支援担当係長 高山富浩 (作業療法士)	2020年7月31日 (14時～17時) 北九州市身体・知的障害者更生相談所
5	滋賀県立リハビリテーションセンター	所長 川上寿一 相談係長 南部康彦 主任主査 北村恵子	2020年9月25日 (14時～16時) 滋賀県立リハビリテーションセンター

(倫理面への配慮)

本ヒアリング調査では、補装具給付対象者及び給付関係者を特定できる内容はヒアリング項目に加えない配慮を行った。

C. インタビュー結果

1. 熊本県福祉総合相談所障がい相談課 熊本市健康福祉局障がい者支援部	
①フォローアップの実施状況	<p>○身体障害者更生相談所は広域を対応するため、フォローアップが困難で実質は補装具製作者まかせである。</p> <p>○納品時は補装具製作者に適合チェックを事前に済ませてもらっているため、利用者に補装具の修理・適合状況の変化や今後の対応等について直接の説明はできず、補装具製作者から説明をしてもらうことがほとんどである。</p> <p>○実施主体である市町村の対応が望ましいが、政令市以外は人手等体制が整っていない。</p>

	<p>○市町村での利用者管理を把握していないため、例えば、短下肢装具の再作製や修理期間等の個人ベースファイルなどの存在は不明。</p> <p>○熊本市は再支給の判断に迷う場合は、原則として訪問調査を実施している。</p> <p>○フォローアップは補装具製作者が業として行うことは可能で、利用者管理は補装具製作者の益にもなるため実施を推奨する。(利用者ファイル作成等)</p> <p>○電動車椅子のバッテリー交換の頻度が高かったり、疑義のある修理件数が多い補装具製作者もいた。</p> <p>○耐用年数が過ぎたらすぐに定期的な申請をする利用者もいる一方で、何年も我慢する人もいるので個人差がある。利用者・補装具製作者まかせではなく、他の関係者や身体障害者更生相談所の関わりも必要と思われる。</p> <p>○回復リハ後に外来が終わると、フォローできる支援者が少なくなる。</p> <p>○介護のスタッフは補装具の知識が少なく問題に気付かないことも多い。どこに相談すればよいのかを情報提供しなくてはならないと思う。</p>
②利用者の補装具の状態・修理に対する意識について	<p>○医療機関で作製したときの担当者の説明の有無・程度により装具の状態に対する意識が変わるのでは。</p> <p>○回復リハ病院で、補装具の制度は説明されていないこともあり、補装具製作者の説明も不十分な場合は、利用者の認識不足のままとなる。</p> <p>○義足利用者の意識は生活に不可欠なものであるため意識が高い。(ちょっとした断端の変化による不適合でも使えなくなることもあり、他の補装具より完成後の調整頻度は多い)</p> <p>○義手は、装飾用義手で外見を気にする方の意識は高いため、社会参加の度合いにもより違いが出るのではないかと。</p> <p>○装具については適合状態や必要性の理解が重要だが、気が付かない内に不都合な状態のまま使用しているケースがある。</p> <p>○身体障害者更生相談所が窓口であることを知らない利用者がほとんど。直接利用者から連絡されることはほとんどない。区役所にも連絡しない方もいる。</p>
③フォローアップ体制の在り方に	<p>○装具が合わなくて怪我した、使えなくなったという状態になるのを防ぎたい。</p> <p>○義足利用者は意識が高いので、短下肢・靴型装具等の利用者(主に高齢者)をどう対応するかが課題。どこにもつながつ</p>

ついで	<p>ていない人をどのように把握し、フォローアップ対象者としてリストアップするのが課題。</p> <p>○補装具製作者は役割を担えると考えられる。</p> <p>○更生相談所が訪問調査し掘り起こすシステム（耐用年数過ぎた方をリストアップし、業務委託（電話連絡、訪問調査）する）の構築はできないか。</p> <p>○補装具の知識があり、訪問して確認判断できるリハ専門職である理学療法士・作業療法士協会の協力を得られないか。</p> <p>○脳血管障害者は慢性疾患として継続的に医療機関にかかっていることも多いが、補装具費支給制度の理解が不十分な医師もいる。リハ科での継続フォローも難しいため、多様な機関が見守る仕組みが必要である。</p> <p>○利用者への意識付けとして、補装具製作者による「無料チケット」の配布（1年に一回程度）、無料相談会として行政でもよい。福祉用具の日等のイベントの活用が考えられる。</p>
-----	---

	<p>化に応じた支援を行うため、1年に1回、PT・OT・ST等が訪問しフォローアップを行っている。</p> <p>○下肢装具・義足使用者のフォローアップを行うため、令和2年3月に「補装具管理手帳」を作成し、義肢装具士を通じて補装具使用者への配布を開始した。</p> <p>○当課における「障害福祉サービスにおけるリハビリテーション・補装具に関する実態調査（令和元年度）」から、「補装具の基礎知識を学ぶ研修会」の必要性を感じている支援者が多いことがわかった。今年度より障害福祉サービス事業所の職員等を対象に研修会を開催する予定である。</p>
②利用者の補装具の状態・修理に対する意識について	<p>○補装具に耐用年数があることや補装具費支給制度で修理できることを知らない補装具使用者が多いと思われる。</p> <p>○義足の使用者は、下肢装具の使用者と比べて補装具の適合状態について気を付けている者が多い印象がある。</p> <p>○車いす、座位保持装置は、使用者本人だけでなく介護者も触ることから、介護者・本人が劣化や破損に気づきやすいように思われる。</p>
③フォローアップ体制の在り方について	<p>○補装具管理手帳（下肢装具・義足）を活用し、本人や家族、身近な支援者に補装具情報を明確に把握（見える化）できるようにすることで、適切なタイミングで補装具の製作、修理が依頼できるように支援する。</p> <p>○支援者を対象とした「補装具の基礎知識を学ぶ研修会」を開催し、補装具の知識や課題を提供することで身近な支援者が補装具のフォローアップできるリハビリ専門職や補装具製作者につないでいける仕組みが必要である。</p>

2. 福岡県障がい者更生相談所	
①フォローアップの実施状況	<p>○更生相談所としてのフォローアップは出来ていない。</p> <p>○来所判定はまず補装具製作者に相談されてから来所される方がほとんど。義肢装具のメンテナンスは補装具製作者中心に行われている状況。</p> <p>○災害時には、破損したものと同一ものの再作製であれば、補装具製作者からの見積もりだけで再支給を可能とするなどの対応を行った。その場合も適合判定は実施した。</p>
③フォローアップ体制の在り方について	<p>○補装具の種類によって、フォローアップの仕方、あるいは重点の置き方が異なってくるのではないかと。</p> <p>○介護保険サービスのリハ専門職やケアマネジャーに相談される場合もあると考え、これらの職種から補装具に関する窓口の提示をしていただけるだけでも違ってくるのではないかと。</p>

3. 北九州市身体・知的障害者更生相談所	
①フォローアップの実施状況	<p>○フォローアップの必要性を感じているが出来ていない。</p> <p>○意思伝達装置については、筋萎縮性側索硬化症など進行性疾患の方が使用していることが多いため、利用者の身体的変</p>

4. 滋賀県立リハビリテーションセンター	
①フォローアップの実施状況	<p>○補装具製作者ごとに異なるが、全くフォローをしない場合もあれば利用者として10年以上の付き合いでフォローしている場合もある。装具よりは義肢を使っている方が、補装具製作者との繋がりが深い。</p> <p>○車椅子等の修理については、更生相談所にあがってこないためわからない。</p> <p>○H27（2015）年度に「義肢装具管理手帳」を作成し補装具製作者に配布した。初年度に配布した後、随時不足分を足している。補装具製作者から声掛け頂くと渡している。</p>

	<p>○H30（2018）年度一昨年は 4000 部を使った。多くの補装具製作者には 20 冊ほど配り、小規模な補装具製作者には 5 冊ほど配布した。</p> <p>装具が割れていても使っている方もいるため、セルフチェックすることで拾い上げることを期待しているが、手帳があったから自ら手を挙げて申請しに来たという情報は窓口から聞いておらず、効果があったかはわからない。</p> <p>○関係者への啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職向けに制度を知って頂くための更生相談所主催の研修を市長職員には 3～4 回行っている。H28(2016)年度は、訪問リハビリテーション実務者研修会を実施。(H30 年度以降は専門職向けの研修会は行っていない。) ・ 補装具製作者によって制度の解釈が異なるので、補装具製作者向けに話をする場もあった方がよい。 	<p>○義肢装具管理手帳の運用の今後について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使い勝手、効果・課題を検証出来ないため、検証作業に入る必要がある。補装具の適正利用・相談に向けて手帳の運用を続けられるのであれば、続けていきたい。説明会等では、義肢装具のみでなく全部の補装具、治療用にも対象を広げてはどうかといった声もあがっている。 ・ 身体障害者手帳のしおりの中に、義肢装具管理手帳の機能を入れ込めれば良かったが、結局独立してしまった方がよい。 ・ いずれマイナンバーで管理出来るとよい。社会保障番号なら、社会保障に関連したことなら紐づけるようになるとよい。
<p>②利用者の補装具の状態・修理に対する意識について</p>	<p>○子どもの短下肢装具や車椅子の再作製</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもは成長による不適合による再作製が必要で、早いと 1 年半くらいの頻度。 ・ 子どもの補装具の再支給依頼の中で、内反で歩くと靴の先が痛んで仕方ないため両側支柱の靴部分だけ直してくれと言われることはある。目に見える部分だから気づかれるのか依頼も多い。 	<p>D. 考察</p> <p>1. フォローアップの実施状況</p> <p>県域をカバーする身体障害更生相談所では、補装具のフォローアップの必要性を感じつつも、フォローアップは実施されておらず、その理由としては、マンパワー不足があげられた。行政機関としては住民に身近な市町村で行うべきとの認識であったが、マンパワー不足に加えて利用者の管理システムがないことも課題であった。しかしながら、ある程度の行政規模のある熊本市、北九州市などの指定都市では、書類・来所判定では判断が迷う場合などに訪問等による判定が実施されていた。</p> <p>また、補装具支給後のフォローアップは一般の商材のように製品納品後のアフターフォローとして実施すべきとの意見もあったが、補装具製作者によりその対応は様々であることが明らかになった。</p> <p>2. 利用者の補装具の状態・修理に対する意識</p> <p>利用者の補装具の状態・修理に対する意識は、義足、義手は高く、これは生活に不可欠な用具として利用者自身が日常的に使用しているためであると思われる。また、車椅子、座位保持装置においても、本人や介護者が不具合について気が付きやすいとのことであった。</p>
<p>③フォローアップ体制の在り方について</p>	<p>○装具のことが分かっている相談を受ける、判定が出来る医療機関を育てていけないといけない。</p> <p>○県内の補装具製作者の連絡会等はなく、義肢装具士が参加する研修会に複数回参加したことがあるため、横の繋がりは何かしらあると推測される。</p> <p>○意思伝達装置については、使い方、フォローの状況等について、判定・支給後のアンケート調査等を行いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題認識調査を昨年度（2019 年度）に実施。県域全体で神経難病に関わっている方（介護支援専門員、看護師等）に、どういった課題を感じているかに関するアンケートを実施した。作製時の課題は挙げたが、作製後の課題は挙げなかった。課題が無いのか、課題が認識されていないのか。おそらくどういう頻度で使われているのかはあまり見えていないのではないかと考えている。 	

一方、成人の短下肢装具等の利用者は、日常生活での必要性の理解の程度の違いにより意識が異なり、装具の適合の状態や軽微な故障について気付かずに次第に不便になることが指摘された。とくに医療機関で作製時における利用者に対する説明の有無・程度により、使用により修理の必要性が生じること、耐用年数があり再給付が可能なこと、相談窓口などの情報提供の在り方が意識の差を生じさせられる。

3. フォローアップ体制の在り方

補装具のフォローアップ体制を整備するための課題は以下のとおりである。

- ア. 補装具完成時に取り扱いの説明、修理の案内、補装具の状態のチェック方法を利用者に知らせる。
- イ. 更生相談所及び市（区）町村がフォローアップ対象者をリストアップする。
- ウ. 補装具製作者のフォローアップにおける役割の明確化と行政機関との連携（補装具手帳等の活用）を行う。
- エ. 回復期リハビリテーション後に補装具の相談が出来る医療機関を増やす。
- オ. 介護保険制度の介護支援専門員、通所・訪問リハスタッフに対するフォローアップへの参画を促進する。

E. 結論

熊本県、福岡県、滋賀県、熊本市、北九州市の障害者更生相談所に対して、補装具費支給後のフォローアップにおける現状を調査した。今年度も引き続きヒアリング等の調査を継続し、フォローアップ体制整備の現状と課題を整理する。

G. 研究発表

1. 論文発表

高岡徹. 電動車椅子の操作能力評価について. MB Med Reha. 2020, No245, p51-53.

2. 学会発表

高岡徹. シンポジウム：生活期のリハビリテーション医療における装具療法：生活期の装具療法と地域

連携. 第 57 回日本リハビリテーション医学会学術集会. 京都, 2020 年 8 月, 第 57 回日本リハビリテーション医学会学術集会プログラム・抄録集, p343, 2020 年.

横井剛, 高岡徹, 倉兼明香, 吉川真理. 生活期脳卒中患者における更生用下肢装具作製と医療機関・施設との関係—装具のフォローアップの観点から—. 第 36 回日本義肢装具学会学術大会. 東京, 2020 年 10 月, 第 36 回日本義肢装具学会学術大会抄録集, p92, 2020 年.

横井剛, 高岡徹. 横浜市における借受けでの balanced forearm orthosis の支給状況. 第 36 回日本義肢装具学会学術大会. 東京, 2020 年 10 月, 第 36 回日本義肢装具学会学術大会抄録集, p139, 2020 年.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

無